

ケアハウス 重要説明事項

ケアハウス いたや荘

当事業所はご契約者（入居者）に対して事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

(1) 法人名	社会福祉法人つがる三和会
(2) 法人所在地	青森県弘前市大字茜町二丁目 1 番地 2
(3) 電話番号	0172-88-8891
(4) 代表者氏名	理事長 大井 正清
(5) 設立年月	昭和 56 年 8 月 14 日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称	ケアハウス いたや荘
(2) 事業所の所在地	青森県北津軽郡板柳町大字辻字岸田 66 番地
(3) 電話番号	0172-79-2100
(4) FAX	0172-72-1588
(5) 施設長名	三 上 修 司
(6) 開設年月	平成 14 年 4 月 1 日
(7) 利用定員	30 人

3. 運営方針

高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう援助を行います。

4. 職員配置

(1) 施設長	1 名
(2) 生活相談員	1 名
(3) 介護職員	1 名
(4) 事務員	1 名
(5) 栄養士・調理員	3 名

5. 勤務時間・夜間の対応

8：00～17：15

調理員の早番・遅番

4：45～13：30

10：00～19：15

夜間は管理宿直として併設施設職員（デイサービス、居宅介護支援事業所）を含みます。

17：15～翌朝 8：00

6. 提供するサービスの概要

(1) 食事

・栄養士の立てる献立表により1日3回、栄養のバランスと高齢者の健康に配慮した食事を食堂において提供します。特に医師の指示がある場合は、その指示により特別の食事を提供します。食事はセルフサービスとなっております。ただし、配膳希望の方は、ご相談に応じ対応いたします。

献立表は摂取カロリーを記載し1週間ごとに配布いたします。

・食事時間

朝 食 7:00～ 8:30

昼 食 11:30～12:30

夕 食 17:30～18:30

(2) 入浴

・入浴時間（清掃時間9:30～12:30）

清掃時間以外は自由に入浴できます。天然温泉、露天風呂を準備しており来客者とご一緒に入浴できます。

(3) 相談と助言

様々な生活相談に応じ、適切な助言と必要に応じて行政及び各関係機関（在宅福祉サービス等）への紹介などの援助を行います。あらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(4) 疾病、負傷など緊急時の援助

急病など緊急を要する事態が発生した場合、救急搬送など対応します。

(5) レクリエーション

入居者の生活が健康で明るいものとなるよう、野外活動、季節行事の年間イベント、地域交流、買い物、レク活動を計画すると共に、自主的に趣味、教養、娯楽などのレク活動を実施する場合は、行事に協力し便宜を提供します。

7. 生活援助

入居者が日常生活上の援助及び介護を要する状態になった場合は、在宅福祉サービス（介護保険サービス）を導入できるよう援助を行います。在宅福祉サービスの利用には別途費用がかかります。また、隨時保健衛生知識（感染症・食中毒の注意）の普及指導を行います。

8. 施設設備

スプリンクラー設備、床暖房、食堂、娯楽室、厨房、大浴場、談話室、相談室
エレベーター、売店

9. 居室の備品

ミニキッチン（IH、ラジエント）冷蔵庫、洗濯機、エアコン、空気清浄機、電話
トイレ、押入、洗面台、ナースコール、一部ユニットシャワー室、浴室、収納庫、
クローゼット付き

10. 協力医療機関

- ・医療法人 元秀会 弘前小野病院
青森県弘前市大字和泉 2-19-1
0172-27-1431
診療科 内科、外科、放射線科、リハビリテーション科
- ・久米田歯科
青森県北津軽郡板柳町大字五林平字三宅 11-1
0172-77-3230

11. 非常災害時対応

当事業所では、非常災害に備えるために、防火管理についての責任者を定めて非常災害に関する防災計画を策定し、定期的に避難、救出、消防設備の取扱いの訓練を行います。

12. 賠償責任

当事業所のサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償保険会社の査定に基づき、速やかに賠償します。ただし、法人に過失が認められず、賠償責任を負わない場合は、通院又は入院の程度に応じて見舞金を支払います。

13. 身元保証人・連帯保証人

入居者は、契約時に入居者の残置物や入居料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として身元保証人を定めていただきます。

連帯保証人になる方については、本契約から生じる入居者の債務について、極度額 60万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、乙又は連帯保証人が亡くなつたときに確定し、生じた債務については、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、事業所は連帯保証人の方に入居料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

14. 利用料

(1) 生活費 44,500円

※ただし、冬季期間(11月～3月まで)は月額8,240円が加算されます。

※水道代2,000円です。(部屋によって2,300円となります。)

※電気代、電話代等は個人負担となります。(基本料金はかかりません。)

(2) 居住に要する費用 23,000円～30,000円

(3) サービスに要する費用 10,000円～88,295円

※本人の収入により異なります。

	対象収入による階層区分	本人からの事務費徴収額 月額
1	1,500,000円以下	10,000円 夫婦の場合 7,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000円
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000円
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000円
17	3,000,001円～3,100,000円	87,463円 88,295円
18	3,100,001円以上	87,463円 88,295円

- ① 令和7年4月1日から上記の金額とする。ただし、事務費徴収額が2段ある階層区分については、上段は令和7年4月及び5月分、下段は令和7年6月から令和8年3月分とする。
- ②この表における「対象収入」とは、前年の収入から、租税、社会保険料、医療費などの必要経費を控除した後の収入をいいます。(入居時と毎年7月から次年度の事務費が決定されるためその前までに収入の申告をお願い致します。)
- ③生活費、サービスに要する費用、冬季加算は県基準額のため改正されることがあります。過不足が生じれば、退居後についても返金いたします。ただし不足分については、徴収する場合がございますのでご了承ください。
- ④退居については、30日前申告となっているため、月の途中に退居があった場合、生活費から食事代分のみを減額致します。サービスに要する費用、居住に要する費用は月額となります。ただし死亡の場合は、この限りではありません。

(4) 食費

食費は、生活費の中に含まれております。もし、欠食の申し出があった場合には、下記の金額を減額致します。減額は申し出日を起算日とします。

- ・減額があった場合の1食当たりの単価について
朝食 250円 昼食 400円 夕食 400円
- ・当日に欠食を申し出た場合は、通常通り徴収いたします。

- ・欠食予定日の10日前から前日までに申し出た場合は、対象となる食費から、朝食150円 昼食300円 夕食300円を減じた額を徴収いたします。
- ・予定日の11日前までに申し出た場合、対象となる食事については無料となります。

(5) 利用料以外の負担金

居室の電気代、居室の電話代、水道代、在宅福祉サービス代

※『入居一時預かり金』として、入居時に管理費の3ヶ月分をお預かりします。

居室・施設の原状回復費（ハウスクリーニング代、カーテンのクリーニング代、居室の修繕代等）や利用料が支払えなくなった場合充当いたします。退居時に残金が発生する場合、返金いたします。ただし不足分については、徴収する場合がございますのでご了承ください。

(6) 利用料のご請求書先、お支払い方法、領収書の発行

- ・ご請求先について、ご本人若しくはご家族様等前もってお知らせください。
- ・当月の利用料等については、翌月の上旬にご請求致しますので、毎月15日までに当事業所の指定する金融機関（みちのく銀行板柳南支店）口座にお振り込みくださいますようお願いします。自動口座引き落としの場合、みちのく銀行板柳南支店の様式『念書』へ記入手続きをお願い致します。ご入居する際は、身元保証人は連帯保証人を立てていただくことになっていますので、未払いなど生じた際は連帯保証人へご請求致します。
- ・ご本人様、ご家族から利用料のお支払いを受けたときは、領収書を発行いたします。（請求書同様、送付先を選択できます。）
- ・振込先

青森みちのく銀行 板柳南支店

普通口座 店番 521 口座番号 2619782

社会福祉法人つがる三和会 ケアハウスいたや莊 理事長 大井正清

15. 当事業所のご利用に当たってご留意いただく事項

(1) 掃除・洗濯

各自で行うことになっています。

(2) 外泊・外出（3時間以上）・門限

外出場所、外泊場所、連絡先、帰荘日時等を事前に用紙にて、申し出ています。門限は特に設けておりません。

但し、予定時間に変更がある場合は、予めご連絡ください。施錠後は、正面玄関のインターホンをご利用ください。

(3) 面会・宿泊

面会時間は自由となっております。

面会者が宿泊をご希望の場合は、事務所に申し出ください。業者による寝具の貸出もできます。お食事をご希望の場合は、1食500円となります。

ご入居直後は、精神面のサポートを含め、環境に慣れるまで、ご家族のご協力もお願いします。

(4) 居室の造作、原状回復の義務

原則居室の造作、模様替え等はできません。

居室及び建物、備品を破損、汚染、滅消した場合は、原状回復していただか
か、費用をお支払いいただきます。

(5) 防災

居室での火気の取扱いはしないで下さい。(ロウソク、線香など)

喫煙は、所定の場所でお願いいたします。

災害発生時は、エレベーターを使用しないで下さい。またベランダは、避難
経路となりますので、妨げとならないように整理整頓してください。

(6) 防犯

多額の現金を所持しないようにお願いします。貴重品は事務所で保管、管理
できますので、ご相談ください。

入居時に鍵を1本お渡しします。居室を出る際は施錠してください。

(7) 健康管理

当事業所では、年1回健康診断をしていただくことになっております。主治医
のいる医療機関での健康診断を希望される方は、所定の用紙をお渡しします。主
治医のいない方等につきましては、協力病院の弘前小野病院で健康診断を行って
いただきます。

保険証、医療受給者証、診察券、処方されている薬内容書類、服薬している薬
など病院で受診するときに必要な物は、整理して保管して下さい。

気分がすぐれない時は、早めに職員に申し出ください。

(8) 日常生活

お互いに規律を守り、親睦を深めて、他の人の迷惑になるような言葉、行動は
しないように努めてください。

ペットの飼育、政治活動、宗教活動、営業活動は固くお断りいたします。

(9) 立ち入り

居室の保全、衛生、防犯、安否確認、その他管理上の必要があると認められる
場合、承諾を得ることなく居室に立ち入ることがあります。

(10) その他

原則として、各機関への届け出・荷物の運搬などは、ご本人・ご家族の対応と
なります。

ゴミは、指定された方法・場所に処理して下さい。

金銭の貸し借りや薬の貸し借りは、しないようにお願いします。

入居の届け出の書類(緊急時の連絡先等)に変更が生じた場合は、速やかに事
務所に申し出ください。

相談事、心配事があれば、いつでもお気軽にお申し出ください。

16. 契約の解除

(1) 以下に該当したとき、2ヶ月間の予告期間をおいて、この契約を解除すること
があります。

- ・他の入居者様の生活、または健康に重大な影響を及ぼす行為が認められたとき
- ・利用料等の支払いを怠って、その滞納額が3ヶ月に達したとき

- ・不正な手段により入居したり、提出書類に虚偽の事項を記載し申告したとき
- ・身体的・精神的疾患の悪化、若しくは機能低下のため、施設での生活が著しく困難であると認められたとき

(2) 入居者(ご本人)が契約を解除しようとしたとき

(3) 契約解除の通知と届け出

- ・施設側から契約を解除させていただく場合は、解除日の2ヶ月前までにご本人若しくはご家族に契約解除通知書を交付いたします。
- ・入居者(ご本人)が契約を解除しようとする場合は、30日以上の予告期間をもって当事業所所定の退居届の提出をお願いいたします。その後契約解除通知書を交付いたします。

17. 契約の終了・退居の手続き

契約の解除、または入居者が死亡したときに終了します。身元保証人は、連絡をけたら30日以内にその所有物を引き取り、居室を明け渡さなければなりません。期日が過ぎてもなお残置された所有物は、身元保証人がその所有権を放棄したとみなし処分いたします。

居室の鍵を返却していただき、入居一時預かり金を精算いたします。貴重品の預かりがある場合は返却いたします。住所変更、健康保険証、介護保険証、郵便局、在宅福祉サービスへ連絡と手続きをお願いいたします。当事業所としても、行政、在宅福祉サービスへ連絡いたします。

18. 苦情の受付から解決まで

(1) 苦情の受付、確認、解決

①苦情の受付

苦情は面接、電話、FAX、書面、苦情受付箱などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接申し出ることもできます。

②苦情受付の報告・確認・検討・通知

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情検討委員会で報告し検討いたします。速やかに苦情の内容、処理対策について改善策を検討し、誠意をもって協議し、解決に努めます。その結果をご本人・ご家族様にご報告いたします。未解決の場合は、社会福祉法人つがる三和会の福祉サービス苦情解決第三者委員へ報告し検討して頂きます。再びその結果をご本人・ご家族様にご報告いたします。

(2) 苦情解決責任者 三上 修司 (施設長)

(3) 苦情受付窓口 (担当者) 福士 翔平 (生活相談員)

(4) 第三者委員 芹川 和幸 (農業)

佐々木栄治 (三和の里手をつなぐ育成会会長)

佐々木義男 (社会福祉法人つがる三和会 評議員)

(5) その他苦情受付機関

青森県運営適正化委員会

030-0822 青森県青森市中央3丁目20-30

電話 017-731-3039

FAX 017-731-3098

板柳町役場

038-3692 青森県北津軽郡板柳町板柳字土井239-3
電話 0172-73-2111
FAX 0172-73-2120

19. 秘密の保持・個人情報の取り扱い

正当な理由なく、業務上知り得た入居者及び家族の情報が漏れることのないよう細心の注意を払い第三者に漏らしません。個人情報の使用目的、個人情報を提供する事業所、使用する期間、使用する条件などを必要最低限の範囲内で使用いたします。

20. 業務継続に向けた取組について

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行います。

21. ハラスメント行為の禁止

事業所が適切な介護サービスの提供を確保すること、入居者・家族等との健全な関係性を構築する観点から、職員に対する性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにつきましては、職員の就業環境が害される恐れがあるため、そのような行為につきましては禁止とさせていただきます。

ハラスメント行為が確認された場合には、事業所管理者を中心として職員・入居者・家族等に事実確認を行い、協議・対応をさせていただきます。

22. 虐待防止への取り組みについて

事業所は、入居者の人権の擁護・虐待防止のための対策をマニュアル化し、職員へ周知徹底します。また、事業所内に担当者を設け、入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備をするとともに、虐待防止のための会議、研修を定期的に行います。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

令和 年 月 日

ケアハウス いたや荘のご利用に際し、ケアハウスいたや荘の重要説明事項に基づき
重要事項の説明を行いました。

所在地 青森県北津軽郡板柳町大字辻字岸田 66 番地
事業者 社会福祉法人 つがる三和会 ケアハウスいたや荘
施設長 三上 修司 印

説明者職氏名 生活相談員 福士 翔平 印

私は、本書面に基づいて、上記の重要説明事項の説明を受け、内容を理解し承諾いたしました。

〈ご利用者〉

住 所
氏 名 印

〈身元保証人〉

住 所
氏 名 印

〈連帯保証人〉

住 所
氏 名 印